

平成 24 (2012) 年度 東北大学法科大学院入学試験
試験科目：民事法（民法）

以下の第 1 問および第 2 問すべてに答えなさい。

第 1 問

以下の【事実】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事実】 Xは美容師養成の専門学校に通う 20 歳の女性、Yはある会社で営業部長として勤務する 35 歳の男性である。2010 年 6 月 26 日、Xの友人AとYの部下Bの結婚式が行われ、その後の立食パーティーにXとYはともに参加した。Xの容姿を一目で気に入ったYは、Xに話しかけ、二時間に渡って会話をした。その際、翌年 3 月末に専門学校を卒業してしばらく修行を積んだ後に自らの美容室を開業したいという希望をXが持っていることを知ったYは、「それなら僕が助けてあげよう。来年君が卒業したら、300 万円を援助してあげる。」と述べ、付近のテーブルに備え付けてあった紙ナプキンに、「〇〇 (Yの氏名) は、●● (Xの氏名) さんが専門学校を卒業する 2011 年 3 月 31 日に、●●さんに 300 万円を差し上げます。」と書いて、自らの携帯電話番号のメモとともにXに渡し、Xも「うれしい」と言ってそれらを受け取った。もっとも、既婚者であるYは、Xと恋仲になることを望んでいたわけではなく、単に、当該立食パーティーで楽しい時間を過ごすためにXの歓心を買おうとしただけであり、実際にXに 300 万円を援助するつもりはなく、Xもそれを承知していると思っていた。しかし、2011 年 1 月 13 日、Yの携帯電話にXから突如として着信があり、YはXから「あの約束、守ってもらいますからね。」と伝えられた。焦ったYは、Xを困らせるために、翌日以降、Xに頻繁に無言電話をかけたほか、Xの住所を突き止めたうえで、毎深夜に、インターホンを鳴らしてすぐに立ち去る行為を繰り返した。その結果、Xは寝不足となり、卒業試験に遅刻して、2011 年 3 月 31 日の時点で専門学校を卒業することができなかった。

【設問】 Xは、2011 年 5 月 1 日、2010 年 6 月 26 日にXY間でYがXに 300 万円を贈与する旨の契約が成立したとして、Yに対し、当該契約の履行として 300 万円の支払を請求した。Xの請求に対し、Yはどのように反論することが考えられるか。想定しうる反論を三つ挙げ、それぞれが認められるか否かについて論じなさい。

第 2 問

以下の【小問 1】および【小問 2】に答えなさい。

それぞれについて、答案紙 5 行程度で簡潔に解答すること。

【小問 1】「わが国においては不動産登記に公信力は認められない」ということの意味について、説明しなさい。

【小問 2】いわゆる「(嫡出) 推定の及ばない子」について、説明しなさい。